

松本市公告第193号

松本農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画を変更するので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第11条第1項の規定により公告し、当該計画変更案及び変更等理由書を次により縦覧します。

当該計画変更案について、下記により住民（松本市民に限ります。）は意見書を提出することができます。

当該農用地利用計画変更案に係る農用地域内にある土地の所有者、その他その土地に関し権利を有する者は、当該農用地利用計画変更案に対して異議あるときは、下記により令和8年7月9日から起算して15日以内に市にこれを申し出ることができます。

令和8年6月8日

松本市長 臥 雲 義 尚



- 1 農業振興地域整備計画の縦覧期間（30日間）  
令和8年6月9日（火）から令和8年7月8日（水）まで
- 2 農業振興地域整備計画の縦覧場所
  - (1) 松本市丸の内3番7号 松本市役所 産業振興部 農政課 農業政策担当
  - (2) 松本市公式ホームページ
- 3 意見書について
  - (1) 提出先  
〒390-8620 松本市役所 産業振興部 農政課 農業政策担当  
ファックス 0263-36-6217 電子メール nosei@city.matsumoto.lg.jp
  - (2) 提出方法  
郵送、ファックス、電子メールによるものとします。電話での意見は受付られません。
  - (3) 提出期限  
令和8年7月8日（水）まで（縦覧期間満了日）
  - (4) 意見書提出の注意事項
    - ア 意見書の提出にあたり、個人の場合は住所、氏名、職業を、法人の場合は法人名、代表者名、事務所の所在地を記載してください。
    - イ 意見書の内容については公表する場合があります。ただし、特定の個人が識別しうる個人情報、財産権等を害するおそれがある等の場合は、公表の際に、当該箇所を伏せる場合があります。
    - ウ 意見書に対する個別の回答は行いません。当該整備計画を公告する際に、意見の要旨及びその処理結果を併せて公告します。
    - エ 当該整備計画変更案以外に関する意見書は提出できません。
- 4 異議申出について
  - (1) 申出先  
松本市役所 農政課 農業政策担当
  - (2) 申出方法  
必要事項を記載した書面に、異議申出人が押印して行います。  
記載事項等の内容はお問い合わせください。
  - (3) 異議申出期間（15日間）  
令和8年7月9日（木）から令和8年7月23日（木）まで
  - (4) 異議申出に関する注意事項  
異議申出ができる者は、当該農用地利用計画変更案に係る農用地域内にある土地の所有者、その他その土地に関し権利を有する者に限られます。詳細はお問い合わせください。
- 5 お問い合わせ先  
松本市役所 農政課 農業政策担当 電話 0263-34-3221（直通）